

小名浜港の復旧状況 (平成25年4月1日現在)

- × : 本格復旧工事中 (利用不可)
- △ : 本格復旧工事中 (一部利用可)
- ● : 本格復旧完了

【7号ふ頭】 公共(国)
● 第3号岸壁(-10m)
● 第4号岸壁(-10m)
● 第5号岸壁(-7.5m)

【藤原ふ頭】 公共(国)
△ 第2号岸壁(-12m)
● 第3号岸壁(-10m)

専用(小名浜石油)
● シーバース(-15m)

【大剣ふ頭】 専用(小名浜石油)
● 高压ガス栈橋(-6.5m)

【大剣地区】 専用(小名浜石油)
● 1・2号危険物栈橋(-7.5m)4B
● 3号危険物栈橋(-7.5m)2B

【4号ふ頭】 公共(国)
● 第1号岸壁(-4.5m)
● 第2号岸壁(-10m)
△ 第3号岸壁(-10m)
※液体荷役可

【7号ふ頭】 公共(国)
△ 第1号岸壁(-13m)
× 第2号岸壁(-13m)

【大剣ふ頭】 公共(県)
● 第5・6・7・8号岸壁(-7.5m)

【大剣ふ頭】 公共(国)
× 第2号岸壁(-7.5m)
× 第3号岸壁(-10m)
● 第4号岸壁(-10m)

【3号ふ頭】 公共(国)
× 第1・2号岸壁(-10m)
● 第3号岸壁(-10m)
● 第4号岸壁(-10m)
× 第5・6・7号岸壁(-4.5m)

【4号ふ頭】 公共(国)
● 第4・5・6号岸壁(-6m)

【6号ふ頭】 公共(国)
● 第1号岸壁(-14m)

【藤原ふ頭】 公共(県)
● 第4号岸壁(-7.5m)
【大剣ふ頭】 公共(県)
● 第1号岸壁(-7.5m)

【5号ふ頭】 公共(国)
× 第1号岸壁(-12m)

【6号ふ頭】 公共(県)
△ 第2号岸壁(-7.5m)
● 第3号岸壁(-7.5m)

【藤原ふ頭】 公共(県)
● 第1号岸壁(-10m)

※ 各岸壁の利用可否および条件等については、随時ご確認下さい。

小名浜港で利用可能な係留施設は、次のとおりです。

名 称	延 長	水 深	船 型	区 分	備 考
3号ふ頭 第3号岸壁 第4号岸壁	175 m 175 m	-10 m -10 m	12,000 重量トン 12,000 重量トン	公共 公共	
4号ふ頭 第1号岸壁 第2号岸壁 第3号岸壁 第4号岸壁 第5号岸壁 第6号岸壁	90 m 200 m 200 m 100 m 100 m 100 m	-4.5 m -10 m -10 m -6 m -6 m -6 m	1,000 重量トン 12,000 重量トン 12,000 重量トン 3,000 重量トン 3,000 重量トン 3,000 重量トン	公共 公共 公共 公共 公共 公共	液体荷役可
6号ふ頭 第1号岸壁 第2号岸壁 第3号岸壁	280 m 130 m 130 m	-14 m -7.5 m -7.5 m	55,000 重量トン 5,000 重量トン 5,000 重量トン	公共 公共 公共	
7号ふ頭 第1号岸壁 第3号岸壁 第4号岸壁 第5号岸壁	270 m 185 m 185 m 130 m	-13 m -10 m -10 m -7.5 m	40,000 重量トン 12,000 重量トン 12,000 重量トン 5,000 重量トン	公共 公共 公共 公共	
藤原ふ頭 第1号岸壁 第2号岸壁 第3号岸壁 第4号岸壁	185 m 240 m 185 m 130 m	-10 m -12 m -10 m -7.5 m	12,000 重量トン 30,000 重量トン 12,000 重量トン 5,000 重量トン	公共 公共 公共 公共	
大剣ふ頭 第1号岸壁 第4号岸壁 第5号岸壁 第6号岸壁 第7号岸壁 第8号岸壁	130 m 185 m 130 m 130 m 130 m 130 m	-7.5 m -10 m -7.5 m -7.5 m -7.5 m -7.5 m	5,000 重量トン 12,000 重量トン 5,000 重量トン 5,000 重量トン 5,000 重量トン 5,000 重量トン	公共 公共 公共 公共 公共 公共	
小名浜石油(株) シーパース 1号危険物栈橋A 1号危険物栈橋B 2号危険物栈橋A 2号危険物栈橋B 3号危険物栈橋A 3号危険物栈橋B	270 m 108 m 108 m 95 m 95 m 110 m 110 m	-15 m -7.5 m -7.5 m -6.5 m -6.5 m -7.5 m -7.5 m	99,999 重量トン 5,000 重量トン 5,000 重量トン 3,000 重量トン 3,000 重量トン 5,000 重量トン 5,000 重量トン	専用 専用 専用 専用 専用 専用 専用	
小名浜石油埠頭(株) 高压ガス栈橋	110 m	-6.5 m	3,000 重量トン	専用	

※ 船型は、「港湾の施設の技術上の基準」の主要諸元に対する標準値を記載。

※ 各岸壁の利用可否および条件等については、随時ご確認下さい。